

〔研究ノート〕

オーストラリアン・カリキュラムにおける
保健・体育が目指すもの

—生涯にわたるスポーツ参加の観点から—

安倍 大輔*

山中 冴子**

【要旨】

オーストラリアのナショナル・カリキュラムである、オーストラリアン・カリキュラム（The Australian Curriculum）において、生涯に渡りスポーツを楽しむために保健・体育ではどういった力が養われようとしているのかを、カリキュラムの内容を詳細に検討しながら明らかにした。

オーストラリアン・カリキュラムの保健・体育は、第一に、必要な基礎的動作や運動技術を、発達段階に合わせて考えさせながら身につけさせていくことで、生涯にわたり身体活動を楽しむための素地を形成することを目指している。

第二に、自分たちで身体活動に関する計画を立て、実践し、評価し、改善するといった一連の作業を通して、継続的な身体活動を自律的に実施できるようにすることを目指している。

第三に、チームワークやリーダーシップを学び、コミュニティで身体活動を行う際の課題解決に必要な力を養おうとしている。

キーワード：オーストラリアン・カリキュラム 保健・体育 生涯にわたるスポーツ参加

*子ども学部子ども学科

** 埼玉大学教育学部

ABE Daisuke : What Health and Physical Education in The Australian Curriculum aspires

YAMANAKA Saeko -in the context of participation in the lifelong sport

はじめに

新学習指導要領における体育では、学校を卒業した後も生涯にわたり豊かなスポーツライフを継続するために必要な資質・能力を獲得することが目指されている（文部科学省，2017a；文部科学省，2017b）。¹ 一方，生涯にわたるスポーツ参加に向けて，学校体育の学びがどのように関連しているのかについては定かではなく，論点となっている（安倍，2018）。² そこで本稿では，このことに関する議論を一層進めるために，新しい学習指導要領策定において「資質・能力の枠組み」を有する先行例の一つとされた（中央教育審議会，2016）³ オーストラリアのナショナル・カリキュラムであるオーストラリアン・カリキュラム（Australian Curriculum；以下，AC）における保健・体育（Health and Physical Education）⁴ に注目する。新学習指導要領の保健・体育では「主体的な学び」が掲げられているが，ACでも保健・体育では生徒が自分たちで身体活動を行うための計画を立案し，実践できるようになることが目指されているため，ACにおける保健・体育に注目することは日本の保健・体育の議論に対しても示唆的であろう。

ACは2008年より開発が開始され，その後，各州（特別地域を含む）に順次導入された。このACは，いわゆる資質・能力に該当する7つの「汎用的能力（general capabilities）」を規定し，それを教科・科目に該当する，保健・体育を含む8つの「学習領域（learning areas）」を通して追求するとともに，教科横断的に取り上げる必要のある社会的かつ現代的課題を「学際的カリキュラムで取り組む優先事項（cross-curriculum priority areas）」として示している（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority, 2018a）。⁵ 具体的なシラバスや評価方法は，各州が定める。

一方，オーストラリア政府は，2008年5月『オーストラリアン・スポーツ 新しい挑戦，新しい方向性（AUSTRALIAN SPORTS: emerging challenges, new direction）』において，オリンピックをはじめとする国際大会でメダル獲得を目指す「エリートスポーツ（elite sport）」への支援を継続する一方，国民が健康になるために，国民のスポーツ参加を促進する方針を示した（Australian Government, 2008）。⁶ ACの保健・体育には，このような生涯にわたるスポーツ参加に関わる政策が背景にある。

ACについては日本でも幾つかの先行研究があり，その背景や全体像が主としてテーマとされてきた（青木，2015；青木，2016；木村，2011；竹川・木村，2014；松尾，2015）。その他，ビクトリア州のACへの移行状況（佐藤，2016）や，特に障害児教育に焦点を当てたニューサウスウェールズ州の状況についての先行研究（山中，2015）が散見されるが，保健・体育についてはない。⁷

またオーストラリアのスポーツに関する研究としては，例えば文部科学省の委託を受けた笹川スポーツ財団によるものがある。その『「スポーツ政策調査研究」報告書』（2011）では，オーストラリアのスポーツ行政組織やスポーツ政策の概要，スポーツ実施状況やスポーツ統括組織などについてまとめられている。ただしこの調査研究は，主として成

人のスポーツや障害者スポーツを取り上げており、子どもについては放課後のスポーツ機会を保障する「アクティブ・アフタースクール・コミュニティーズ (Active After-school Communities)」⁸について触れるにとどまっている。そのため、学校の保健・体育についてはほとんど取り上げられていない。⁹

ACの保健・体育が生涯にわたるスポーツ参加に向けてどのような内容から構成されているのかを背景とともに明らかにし、今後のACにおける保健・体育の研究課題を検討することは、新学習指導要領をめぐる議論を進める上で有効であると考えられる。

1. オーストラリアン・カリキュラムの策定根拠

(1) 国家教育指針

オーストラリアの連邦政府と各州は、共同で国家教育指針を定めている。義務教育の権限は各州にあるため、連邦政府と緊張関係をもちつつも、国家教育指針は1989年から約10年ごとに、特に経済への貢献を意識しながら、「ホバート宣言」(1989)、「アデレード宣言」(1998)、そして「メルボルン宣言」(2008)と改訂されてきた。改訂ごとに連邦政府と各州の距離は縮まり、OECDなどの国際動向から影響を受けつつ、教育成果の規定とその評価方法の開発に焦点が当てられてきた。

本稿のテーマであるACの根拠は、「メルボルン宣言」にある。同宣言はこれまでの宣言以上に実効性を高めるため、行動計画 (a commitment to action) が策定され、その中でACについても言及された。同宣言は、グローバリゼーションへの対応を急務として、学校教育では、①公正と卓越 (equity and excellence) を促進し、②すべてのオーストラリア人を「成功した学習者」「自信に満ちた創造的な個人」「活動的で知識ある市民」とすることを謳っている (Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs, 2008及び伊井, 2011)。¹⁰ これら2点は、ACのあり方に直結している。

(2) 「メルボルン宣言」における「公正と卓越」

まず「公正と卓越」についてである。同宣言では、ジェンダー、言語、性的指向、妊娠、文化、民族、宗教、健康若しくは障害、社会経済的背景、地理的要因を理由とした排除を禁じ、これらの要因による学校教育への影響を減少させる必要が明記されている。

同国は従来から公正 (equity) を重視し、特に1990年代以降、教育成果の追求に当たって付加的支援を要するグループを幾つか規定し、支援するためのプログラムを展開してきた (山中, 2010)。¹¹ 「メルボルン宣言」では、性的指向など、これまでの不利益を被りやすいグループ規定にはなかったものが追加され、多様性の幅が拡大している。

先住民に対する教育についてはこれまで通り特に重視されており、ローカル文化の知識と経験を学習の土台とすることや、他の児童生徒と競うくらいに成果をあげられるようにすることが改めて目指されている。

以上を受けて、例えばACでは、前述の「学際的カリキュラムで取り組む優先事項」にて、「アボリジニー・トレス海峡諸島民の歴史と文化」を取り扱うこととされている（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority, 2017）。¹² さらに、児童生徒に障害がある、英語が母語ではない、才能がある（gifted and talented）といった場合、学習領域の内容や教育方法を、個に応じて柔軟に変更することが推奨されている（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority, 2018b）。¹³

（3）「メルボルン宣言」の目指すオーストラリア人像

次に、②すべてのオーストラリア人を「成功した学習者」「自信に満ちた創造的な個人」「活動的で知識ある市民」とすることについてである。

まず、オーストラリア人が「成功した学習者」となることについては、学びを発展させること、教科の基礎としてリテラシー、ニューメラシーを身につけること、ICTをはじめとする技術を積極的に使用すること、深く論理的に考えること、他者と考えを交流させることなどが求められている。これらは生涯学習や雇用など、学校教育から次の段階に移行した際に発揮されるという。

続いて、「自信に満ちた創造的な個人」となることについてである。ここでは、自己の価値やアイデンティティを認識すること、感情及び身体の福祉（wellbeing）をうまく管理できること、創造性を発揮すること、正直・信頼といった価値観や態度を持つこと、他者を尊重すること、人生において合理的判断をし、責任を受け入れることなどが求められている。

最後に、「活動的で知識ある市民」となることについてである。ここでは、道徳的かつ倫理的であること、オーストラリア社会・文化・言語・地域の多様性を受容すること、オーストラリアの行政システム・歴史・文化を理解すること、民主主義・公正・正義といった国家の価値観を委託されることなどが必要とされている。

このように、②は広く教育成果を定義しているといえ、ACが児童生徒に獲得を求める「汎用的能力」の規定に関わっている。具体的には、①「リテラシー」、②「ニューメラシー」、③「ICT技能」、④情報や考えを整理、分析、統合、評価するなどして新たな考えや可能性、行動を生み出すための「批判的・創造的思考力」、⑤価値・権利・責任を探究する、倫理を理解する、そして意思決定を行使するための「倫理的理解」、⑥自己を理解し、他者との関係構築において求められる「個人的・社会的能力（personal and social capabilities）」、⑦「異文化間理解」である。前述のように、これらは、各学習領域を横断して獲得することが求められている（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority, 2018c）。¹⁴

2. 生涯にわたるスポーツ参加を見据えた保健・体育

(1) 国家教育指針と保健・体育

3回に渡って合意された国家教育指針においては、保健・体育が特に目指すことになる教育成果についても言及されてきた。

まず、「ホバート宣言」においては、学校の任務の一つとして、「児童生徒の身体の発達、健康とフィットネスを、余暇において創造的に用いることができるように準備する (To provide for the physical development and personal health and fitness of students, and for the creative use of leisure time.)」ことが明記された (Education Council, 2018a)。¹⁵

続く「アデレード宣言」では、児童生徒が学校教育修了までに身につける必要のある能力の一つとして、「健康的な生活様式を確立及び維持するために必要な知識、技術、態度を身につけ、これらを余暇において創造的かつ充実した形で用いることができるようになる (have the knowledge, skills and attitudes necessary to establish and maintain a healthy lifestyle, and for the creative and satisfying use of leisure time.)」ことが述べられた (Education Council, 2018b)。¹⁶

そして、ACの策定根拠ともなっている「メルボルン宣言」では、先の「自信に満ちた創造的な個人」としてのオーストラリア人像において、「健康的かつ充実した生活を確立し維持するための知識、技術、理解、価値観を身につける (have the knowledge, skills, understanding and values to establish and maintain healthy, satisfying lives)」ことが明記された (Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs, 2008)。¹⁷

「ホバート宣言」は、連邦政府と各州の間で結ばれた学校教育に関する合意としては初のものであり、学校教育の任務を確認する書かれ方となっている。続く「アデレード宣言」は、学校教育の任務を教育成果の追求とし、教育成果として求められる能力を知識・技術・態度といった観点から規定した形となっている。そして「メルボルン宣言」では、教育成果としての能力を再定義し、知識、技術、理解、価値観といった観点からの記載となっている。

保健・体育の教育成果については、身体発達にとどまらない健康的な生活様式へ、余暇にとどまらない生活全体へと、学校外も視野に入れ長期的見通しをもたせたものへと捉え返されている。

(2) スポーツ政策と保健・体育

前述のように、オーストラリア政府は、2008年5月に『オーストラリアン・スポーツ 新しい挑戦、新しい方向性』を発表し、「エリートスポーツ (elite sport)」への支援を継続する一方、国民のスポーツ参加を促進する方針を示した。それを受けて、翌2009年12月、スポーツに関する第三者委員会 (Independent Sport Panel) が政府に対して、予算や組織運営、指導者制度などを含む広範な提言を行った。その報告書『オーストラリアに

におけるスポーツの未来 (The Future of Sport in Australia)』では、学校での保健・体育についても言及されている。そこでは保健・体育に対して、子どもたちの将来的なスポーツ参加を促す中心的役割を果たすことを期待し、ACがそのことを念頭に開発される必要が述べられた (Australian Government Independent Sports Panel, 2009)。¹⁸

この報告書を受けて、2010年5月に政府は『オーストラリアン・スポーツ：成功への道 (Australian Sport : The pathway to success)』を発表した。ここでは、政府が取り組むべき主要な領域として、「スポーツに参加する者を増やす (Increasing the number of Australians participating in sport)」、 「スポーツに参加するための道筋を強化する (Strengthening sporting pathways)」、 「競技力向上に向けて尽力する (Striving for success)」の3つを掲げた。そして保健・体育に関わっては「スポーツと身体活動を教育に改めて位置付け直す (Putting Sport and Physical Activity Back into Education)」とし、ACにおいて保健・体育の授業時間数を最大限増やすと回答した (Australian Government, 2010)。¹⁹

3. オーストラリアン・カリキュラムにおける保健・体育の構成

(1) 教育内容の構成

保健・体育は、他の教科と同様、就学前教育 (Foundation) から10年生まで、それぞれの学年での教育内容が、「ストランド (Strands)」—「サブストランド (Sub-strands)」—「項目 (threads)」といった柱立てで構成されている。(図1)

まず、ストランドは「個人・社会・コミュニティの健康 (Personal, social, community health)」と「運動と身体活動 (Movement and physical activity)」の2つに分かれている。大きくは、前者が保健、後者が体育に対応した中身として理解できよう。2つのストランドは相互に関連し、互いの学びをサポートする関係にある (Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority, 2018d)。²⁰

「個人・社会・コミュニティの健康」のストランドは、「健康、安全、活動的であること (Being healthy, safe and active)」, 「健康と福祉のためのコミュニケーションと交流 (Communicating and interacting for health and wellbeing)」, 「健康的で活動的なコミュニティに貢献する (Contributing to healthy and active communities)」の3つのサブストランドから成る。また「運動と身体活動」のストランドは、「体を動かす (Moving our body)」, 「運動の理解 (Understanding movement)」, 「運動を通じた学習 (Learning through movement)」の3つのサブストランドから成る。

そしてサブストランドの中には、更に18の項目が置かれている。(表1)

このようにACは、教育内容を3段階で整理して示しているが、シラバスは各州の裁量であるため、ここで示されているのはあくまでも教育内容の観点とも言うべき大枠であることがわかる。

(2) 特に取り扱うことが求められるテーマ

上記のように、ACは授業で扱う具体的なテーマにまでは言及しないが、保健・体育においては、特に扱う必要があると思われるテーマとして、フォーカスエリア (Focus areas) が示されている。(表2)

フォーカスエリアは、「アルコールとその他のドラッグ (Alcohol and other drugs)」、「食と栄養 (Food and nutrition)」、「身体活動の健康への利益 (Health benefits of physical activity)」、「メンタルヘルスと福祉 (Mentalhealth and wellbeing)」、「関係性とセクシュアリティ (Relationships and sexuality)」、「安全 (Safety)」、「活動的な遊びと初等教育までのゲーム (Active play and minor games)」、「挑戦的で冒険的な活動 (Challenge and adventure activities)」²¹、「基礎的な運動技術 (Fundamental movement skills)」、「ゲームとスポーツ (Games and sports)」、「生涯にわたる身体活動 (Lifelong physical activities)」、そして「リズムカルで表現的な活動 (Rhythmic and expressive activities)」の12からなり、テーマは多岐にわたっている。それぞれのフォーカスエリアは3ないし4学年ごとの区切りになっている。実際にどの学年で取り上げるかは、学校と教師の裁量による (Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority, 2018d)。²²

4. オーストラリアン・カリキュラムにおいて保健・体育が目指すもの

生涯にわたるスポーツ参加を促進することに関わって、ACの保健・体育は身体活動という観点から以下のように内容を構成していると整理できよう。

第一に、必要な基礎的動作や運動技術を、発達段階に合わせて考えさせながら身につけさせていくことで、生涯にわたり身体活動を楽しむための素地を形成することを目指している。例えば、ストランド「運動と身体活動」のサブストランド「体を動かす」における項目「運動技術を精練する」を見てみよう。1-2年生では様々な種目の土台となる基礎的な運動技術の習得が目指され、3-4年生からはそれを踏まえて特定種目の運動技術の習得が視野に入ってくる。そして5-6年生からは、運動技術を実践する際の身体調整について把握し考えることが求められるようになり、9-10年生では、特定種目の運動技術を発展、精練させるために必要なことを考える。単に運動技術を獲得させるだけでなく、自分の身体について理解し、運動技術の高度化に向けた戦略を考えることを要求している。これは7つの「汎用的能力」のうち、「個人的・社会的能力」の育成につながるとされている。

第二に、自分たちで身体活動に関する計画を立て、実践し、評価し、改善するといった一連の作業を通して、継続的な身体活動を自律的に実施できるようにすることを目指している。例えば、ストランド「運動と身体活動」のサブストランド「運動の理解」における項目「フィットネスと身体活動」を見てみよう。1-2年生では様々な身体活動において生じる身体の反応について話し合い、3-4年生は健康と福祉に対する身体活

動の利点を考える。5-6年生では、フィットネスを増進するためにデザインされた身体活動に参加し、身体活動の継続的な参加が健康や福祉にどのような影響を与えるのかについて話し合う。7-8年生では、フィットネスを発展させる身体活動に参加し、自身のフィットネスに関する計画を立ててみる。以上を踏まえ、9-10年生では、自分自身や他人の身体活動及びフィットネスのレベルを維持・増進するための計画を立案し、実践し、評価する。学年によって異なるが、これらには「個人的・社会的能力」に加え、「リテラシー」や「批判的・創造的思考力」といった「汎用的能力」の育成が期待されている。

第三に、チームワークやリーダーシップを学び、コミュニティで身体活動を行う際の課題解決に必要な力を養おうとしている。これについては特に、ストランド「運動と身体活動」のサブストランド「運動を通じた学習」における項目「チームワークとリーダーシップ」及び「運動における批判的・創造的思考」に示されている。ここには、「個人的・社会的能力」「リテラシー」「批判的・創造的思考力」といった「汎用的能力」に加え、「倫理的理解」の育成も求められている(Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority, 2018e)。²³

おわりに

本稿ではACの策定根拠を踏まえた上で、ACにおける保健・体育の構造を明らかにし、ACの保健・体育が生涯にわたるスポーツ参加につながる内容を把握することを試みたが、以下は今後の研究課題である。

第一に、ACの「汎用的能力」と生涯にわたるスポーツ参加に必要な力が、どのように関連付けられているかを詳細に把握することである。

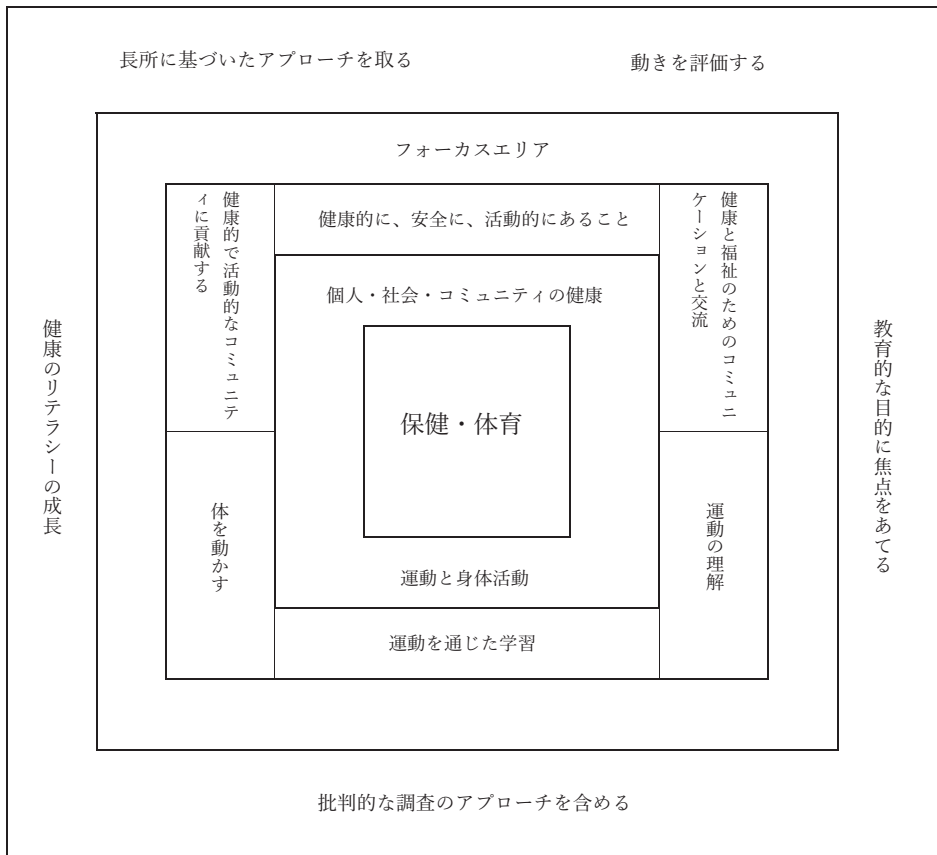
第二に、州ごとのACにおける保健・体育のシラバスのあり方を明らかにすることである。

第三に、州ごとのシラバスを踏まえ、授業実践を把握し、実践レベルの現状と課題を明らかにすることである。

以上を踏まえ、総合的にACの保健・体育を評価していくことが求められよう。また、生涯にわたるスポーツへの参加という観点からは、学校外のスポーツ機会やそれと保健・体育との関わりに関する研究も合わせて重要となろう。

- 1 文部科学省. (2017a). 小学校学習指導要領.
文部科学省. (2017b). 中学校学習指導要領
- 2 安倍大輔. (2018). 体育科教育における「主体的な学び」に関する考察—中央教育審議会の答申と学習指導要領の改訂を手がかりに—. 白梅学園大学・短期大学紀要. 54. 103-118.
- 3 中央教育審議会. (2016b). 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）補足資料
- 4 本論文では「保健・体育」と表記した場合は、特に断りがない場合は「Health and Physical Education」を指すこととする。
- 5 Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (2018a) オーストラリアン・カリキュラムのサイト (<https://www.australiancurriculum.edu.au>) 2018年9月30日確認
- 6 Australian Government. (2008). *AUSTRALIAN SPORTS: emerging challenges, new direction. 2*
- 7 青木麻衣子. (2015). オーストラリアン・カリキュラム導入はなぜ実現できたのか：全国実施に至った政策的・制度的背景の検討. オセアニア教育研究. 21. 101-117.
青木麻衣子. (2016). オーストラリア. 「資質・能力を育成する教育課程の在り方に関する研究」研究報告書1～諸外国の教育課程と学習活動（平成27年度プロジェクト研究調査研究報告書）. 国立教育政策研究所. 42-45.
木村裕. (2011). カリキュラム. 佐藤博志編著, オーストラリアの教育改革：21世紀型教育立国への挑戦. 学文社. 79-101.
竹川慎哉・木村裕. (2014). カリキュラムと教育評価. 青木麻衣子・佐藤博志編著, 新版オーストラリア・ニュージーランドの教育 グローバル社会を生き抜く力の育成に向けて. 東信堂. 28-42.
松尾知明. (2015). 21世紀型スキルとは何か～コンピテンシーに基づく教育改革の国際比較. 明石書店. 148-164.
佐藤有. (2016). オーストラリアのナショナル・カリキュラム（全国共通カリキュラム）形成過程の一端—ビクトリア州のカリキュラムF-10に注目して—. 北海道教育大学紀要教育科学編. 66（2）. 1-11.
山中冴子. (2015). オーストラリアにおけるインクルーシブ・カリキュラムに関する動向—ニューサウスウェールズ州を中心に—. 埼玉大学紀要教育学部. 64（1）. 47-56
- 8 アクティブ・アフタースクール・コミュニティーズ（Active After-school Communities）は、オーストラリア政府が初等教育年代を対象に、放課後に運動やスポーツに自由に参加できる機会を設けることを目的として実施された。
- 9 笹川スポーツ財団. (2011). 『スポーツ政策調査研究』報告書.
- 10 Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs. (2008). *Melbourne Declaration on Educational Goals for Young Australians*.
(http://www.educationcouncil.edu.au/site/DefaultSite/filesystem/documents/Reports%20and%20publications/Publications/National%20goals%20for%20schooling/National_Declaration_on_the_Educational_Goals_for_Young_Australians.pdf) 2018年9月30日確認
及び
伊井義人. (2011). 教育行政. 佐藤博志編著 オーストラリアの教育改革：21世紀型教育立国への挑戦. 学文社. 29-52.

- 11 山中冴子. (2010). オーストラリア障害児教育施策におけるインテグレーション・インクルーシブ教育～教育結果の追究と障害者差別禁止枠組みの設定. 発達障害研究. 32 (2), 128-134.
- 12 Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority. (2017). *Guiding Principles for Promoting and Implementing the Australian Curriculum Cross-Curriculum Priority*. Author, Sydney.
- 13 Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (2018b) オーストラリアン・カリキュラムにおける児童生徒の多様性についての以下のサイト
(<https://www.australiancurriculum.edu.au/resources/student-diversity/>) 2018年9月30日確認
- 14 Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (2018c) 汎用的能力についての以下のサイト
(<https://www.australiancurriculum.edu.au/f-10-curriculum/general-capabilities/>) 2018年9月30日確認
- 15 Education Council. (2018a). Hobart Declarationについてのサイト
(<http://www.educationcouncil.edu.au/EC-Publications/EC-Publications-archive/EC-The-Hobart-Declaration-on-Schooling-1989.aspx>) 2018年9月30日確認
- 16 Education Council. (2018b). Adelaide Declarationについてのサイト
(<http://www.scseec.edu.au/archive/Publications/Publications-archive/The-Adelaide-Declaration.aspx>) 2018年9月30日確認
- 17 Ministerial Council on Education, Employment , Training and Youth Affairs, op.cit.
- 18 Australian Government Independent Sports Panel (2009). *The Future of Sport in Australia*. 27-30
- 19 Australian Government. (2010). *Australian Sport : The pathway to success*. 3-17
- 20 Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (2018d). *The Australian Curriculum Health and Physical Education*. 8
(<https://www.australiancurriculum.edu.au/f-10-curriculum/health-and-physical-education/pdf-documents/>) 2018年9月30日確認
- 21 Adventure Activityには、例えばビクトリア州のカリキュラムでは「カヌー (Canoeing)」、「スキー/スノーボードの滑降 (Downhill skiing / snowboarding)」、「乗馬 (Horse Riding)」といったものが含まれる。
(<https://www.education.vic.gov.au/school/teachers/studentmanagement/excursions/Pages/outdooractivity.aspx>) 2018年9月30日確認
- 22 Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (2018d). op.cit . 10
(<https://www.australiancurriculum.edu.au/f-10-curriculum/health-and-physical-education/pdf-documents/>) 2018年9月30日確認
- 23 Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (2018e)
(<https://www.australiancurriculum.edu.au/f-10-curriculum/health-and-physical-education/>) 2018年9月30日確認



(図1) ACにおける保健・体育の構造
 (Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (2018). *The Australian Curriculum Health and Physical Education*. 7) より作成。
 (<https://www.australiancurriculum.edu.au/f-10-curriculum/health-and-physical-education/pdf-documents/>) 2018年3月8日確認

(表1) ACにおける保健・体育のサブストランドと項目の概要

	ストランド	
	個人・社会・コミュニティの健康	運動と身体活動
サブストランドと項目	(サブストランド) 健康, 安全, 活動的であること (項目) ・アイデンティティ ・変化とトランジション ・援助を探す ・健康的で安全な選択をする	(サブストランド) 体を動かす (項目) ・動きのスキルを精錬する ・動きのコンセプトと戦略を発展させる
	(サブストランド) 健康と福祉のためのコミュニケーションと交流 (項目) ・他人との相互作用 ・感情の理解 ・健康のリテラシー	(サブストランド) 運動の理解 (項目) ・フィットネスと身体活動 ・運動の要素 ・身体活動の文化的重要性
	(サブストランド) 健康的で活動的なコミュニティに貢献する (項目) ・コミュニティの健康の促進 ・環境への接続 ・多様性を大切にする	(サブストランド) 運動を通じた学習 (項目) ・チームワークとリーダーシップ ・運動における批判的・創造的思考 ・運動の際における倫理的振る舞い

(Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (2018). *The Australian Curriculum Health and Physical Education*. 8) より作成。

(<https://www.australiancurriculum.edu.au/f-10-curriculum/health-and-physical-education/pdf-documents/>) 2018年9月30日確認

(表2) ACにおける保健・体育のフォーカスエリアの内容と配当学年

フォーカスエリア	就学前教育－2年生	3－6年生	7－10年生
アルコールとその他のドラッグ	○ (薬についてののみ)	○	○
食と栄養	○	○	○
身体活動の健康への利益	○	○	○
メンタルヘルスと福祉	○	○	○
関係性とセクシャリティ	○ (関係性ののみ)	○	○
安全	○	○	○
活動的な遊びと初等教育までのゲーム	○	○	適用なし
挑戦的で冒険的な活動	適用なし	○	○
基本的な運動技術	○	○	適用なし
ゲームとスポーツ	適用なし	○	○
生涯にわたる身体活動	適用なし	○	○
リズムカルで表現的な活動	○	○	○

(Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (2018). *The Australian Curriculum Health and Physical Education*. 10-11) より作成。

(<https://www.australiancurriculum.edu.au/f-10-curriculum/health-and-physical-education/pdf-documents/>) 2018年9月30日確認

